

# 鳥取県PPP／PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針

平成31年1月25日 策定  
令和5年12月28日 改定  
県有施設・資産有効活用戦略会議決定

本県では、平成28年3月に「鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針」を策定し、従来型手法（県の直営実施）に優先してPPP／PFI手法を検討することとしている。

PFI手法等を導入する事業の場合、事業規模が概ね10億円以上と金額が大きくなることが多い上、長期的かつ包括的な発注形態であることから、従来の公共施設整備・運営事業と比較して、経営力・技術力・資金力等が求められ、他都道府県の事業では、県外事業者が事業主体の中核となる事例が多い。

極めて厳しい財政状況の中で、競争性を確保し、効率的かつ効果的な公共施設等の整備・運営を行っていくことが不可欠であるが、本県では、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号、以下「条例」という。）に基づき、県内産業を育成し、県内経済の発展等を実現していく必要もあることから、この趣旨を踏まえ、県内事業者の事業参画を促進するため、本県のPPP／PFI手法の導入に当たっては以下の事項に配慮することとする。

## 1 県内事業者のノウハウ取得に向けた支援

県・市町村、経済団体、金融機関で設置した「鳥取県PPP／PFI推進地域プラットフォーム」が主体となってセミナーを開催し、PPP／PFI事業に関するノウハウの取得を促進するとともに、事業の検討段階から情報共有を行う。

## 2 事業者の公募条件

指定管理者の公募に当たっては、原則として県内に主たる事務所を置く（又は置こうとする）事業者に限ることとし、応募者が限定的であると判断される場合は、競争性を確保するため、県内に事務所を置く（又は置こうとする）事業者に条件を緩和する。

PPP／PFI手法を導入する場合の事業者公募に当たっては、県内事業者の参画機会を増やし、もって、県内事業者の競争力強化を図る観点から、以下のとおりとする。

- ・公共施設・設備の整備を主とする事業でWTO政府調達案件に該当しない案件は、導入可能性調査結果等を踏まえ、県内事業者（条例第8条第2項に規定する県内事業者をいう。以下同じ。）のみで実施可能、かつ、一定の競争性が確保可能と判断する場合は、原則として特定目的会社等（以下「SPC」という。）は県内事業者のみで構成すること及び本店の県内設置を公募条件とする。ただし、ノウハウ等の提供等のために県外事業者が設計・建設業以外の協力企業等として参加することは可とする。
- ・公共施設・設備の整備を主とする事業でWTO政府調達案件に該当しない案件は、SPCに参画が必要な事業者数の下限を各工種（設計・建設(建築・電気・管工事)・維持管理)ごとに設定することとし、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第4条の規定に基づき規定された「一般競争入札及び指名競争入札応募条件表」（以下「応募条件表」という。）に定めるJV構成者数から1者減らした数以上とすることを標準として、事業毎に導入可能性調査結果等を踏まえ決定する。

## 3 SPCの発注等

WTO政府調達案件に該当しない場合、原則としてSPCは下請負について、応募条件表の事業規模別の資格要件を参考とし、県内事業者又は県内に事務所を置く事業者が発注すること。

また、WTO政府調達案件への該当の有無に関わらず、SPCは工事及び委託業務の発注並びに物品等の調達に当たっては、県内事業者を活用するよう努めること。なお、SPCへの融資者についても、県内事業者が参画することが望ましいこと。

#### 4 事業者選定における地域産業振興に対する評価及び2段階選抜の実施

WTO政府調達案件にあっても、事業者選定の審査において、SPCへの県内事業者の参画や県内事業者の活用など、地域産業の振興又は雇用の確保につながる内容を加点点評価項目とする。

また、審査に当たっては、事業コンセプト案・事業理解度等で判断する1次選考と、図面等の提出を求めプレゼンテーションによる審査を行う2次選考に分けて実施するとともに、2次選考参加者のうち一定以上の評価を得たが選定されなかった者には、一定の参加報酬を支払うこととする。